

第 24 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月12日（木）午後3時00分～3時30分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1 番 金子 節夫
 - 2 番 島田 信成
 - 3 番 中野 文子
 - 4 番 高田 洋子
 - 5 番 齊藤 澄博
 - 6 番 横山 宏
 - 7 番 松島 章倫
 - 8 番 横山 正行
 - 9 番 中村 政五郎
 - 10 番 小林 修
4. 事務局 事務局長 金井 孝浩 課長補佐 國府田 諭 主任 小谷 高平
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 第69号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
 - 第70号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 第24号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 - 第25号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長（横山）	それでは只今から、第２４回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。
事務局長（金井）	只今の出席委員数は、１０名で御座います。
会長（横山）	事務局の報告の通り、本日出席の委員は１０名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、在任委員の過半数が出席をしておりますので、第２４回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。 <会長挨拶> これより議事に入ります。議事日程第１、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第２５条第２項の規定により、議席番号１０番小林修委員、議席番号１番金子節夫委員を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。 議事日程第２、議案第６９号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について（所有権）を議題と致します。１番について、事務局より説明をお願いします。
事務局（國府田）	議案書２ページをご覧ください。議案第６９号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について、所有権です。次のとおり農地法第３条第１項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和７年６月１２日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。 番号１番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「優良農地を確保し、経営規模を拡大したい」譲渡人は「高齢であり後継者もいないので、農地を処分したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、１ページから３ページを参照してください。なお、申請地につきましては６月５日、２班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。
会長（横山）	事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 （挙手なし） 無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。

	(挙手全員)
会長（横山）	挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。 議案第70号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について、事務局より説明をお願いします。
事務局(國府田)	議案書3ページをご覧ください。 議案第70号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について次のとおり農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和7年6月12日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。 番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「私共会社は、2×4工法・木造軸組住宅・アパート等の大工工事業を行う会社であります。現在、事業が順調に推移しておりますが、事務所及び倉庫がなく従業員の駐車場も狭いことから、大変不便な状況となっております。今回、申請地を売買により取得し、有効利用をいたしたく申請します。」とのことです。転用目的は「事務所・倉庫・駐車場用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては4ページから8ページを参照してください。以上です。
会長（横山）	事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。 4番高田洋子委員
4番（高田）	4番高田です。6月5日2班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字石打字松本地内、案内図は資料の4ページ、付近状況図は5～6ページを参照してください。申請地は高島地区内松本公園、石打町宮住宅隣で集落内にある農地です。農地の広がりはなく、耕作している様子もない状況です。その他の第2種農地と判断されます。2班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。
会長（横山）	担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。

会長（横山）	（挙手なし） 無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手全員） 挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。 議事日程第3、報告第24号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてを議題とします。事務局より、報告をお願いします。
事務局(國府田)	議案書5ページをご覧ください。報告第24号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について。次のとおり農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので、報告します。令和7年6月12日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。 番号1番。届出人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「一般住宅用地」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、8ページを参照してください。以上、報告といたします。
会長（横山）	報告第25号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてを議題とします。事務局より、一括して報告をお願いします。
事務局(國府田)	議案書6ページをご覧ください。報告第25号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について。次のとおり農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので、報告します。令和7年6月12日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。 番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、8ページを参照してください。番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、8ページを参照してください。 議案書7ページをご覧ください。番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転

事務局(國府田)	用目的は、「一般住宅用地（使用貸借）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、8 ページを参照してください。番号 4 番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、8 ページを参照してください。番号 5 番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、8 ページを参照してください。議案書 8 ページをご覧ください。番号 6 番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「通路用地（地役権設定）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、8 ページを参照してください。以上、報告いたします。
会長（横山）	以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第 2 4 回 邑楽町農業委員会総会を閉会します。 上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。 令和 7 年 6 月 1 2 日 邑楽町農業委員会 会長 <u>横山 正行</u> 委員 <u>金子 節夫</u> 委員 <u>小林 修</u>